

緑の風 FAX版



NO. 133 2019年5月22日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

吉川英一君外 13 名の責任と再生を謳った 「見解」による組織混乱を許さず、 新生JR東労組運動を全組合員でつくり出す 中央本部見解

見解発出!

吉川英一君外 13 名の責任と再生を謳った「見解」による組織混乱を許さず、
新生JR東労組運動を全組合員でつくり出す中央本部見解

2019年5月18日、制裁審査中の吉川英一君外 13 名から新たな組織混乱を生み出しかねない『「地位保全仮処分命令申立」決定を受けての見解（2019年5月5日付）』（以下、「見解」と記す）が、中央本部と各地方本部に届きました。その組織混乱につながるような「見解」を八王子地方本部は中央本部に相談もなく、5月20日付でホームページ上に掲載しました。中央本部は、これ以上の組織混乱を防ぐため、中央本部見解を出すことに至りました。

地位保全仮処分命令申立事件は、2019年3月26日に法的判断が下されています。東京地裁は、吉川君ら 6 名の①執行権を有する地位②制裁審査されない地位③組合員権の一部停止措置の停止を求めていることに対して、計 7 回の審議を経て吉川君らの請求をすべて却下しました。この決定について「見解」では、執行権が認められなかったことをもって役職の辞任を表明すると記載されています。これにより 18 春闘の責任を取ったかのように記載されていますが、役職の任期は終わっていて、執行権がないことは大会および裁判所で判断されています。また、18 春闘の方針提起に至る事実経過や総括視点などを主体的に反省することのない謝罪は、形だけの謝罪にすぎません。

吉川君らの「見解」では、昨年 4 月に開催した「第 35 回臨時大会」をはじめ、「第 36 回定期大会」「第 37 回臨時大会」などは規約違反の「不存在会議」と主張し、「私たちは、現在のJR東労組が、「労働組合自体の事業が従来通り行われている」とは思っていない」と記載しています。しかし、裁判所の「労働組合自体の事業は従前どおり行われていることがわかる」という決定からすると、却下された自らの主張を繰り返しているだけに過ぎません。

「見解」には、14 名は「春闘総括レポート」を作成したと記載されています。その中において、「14 名を制裁にかけ、全ての責任を被せる結果となってしまっている。」「春闘大敗北」総括によって、東労組方針そのものが間違いであったとし、「指名スト」に決起する職場からのたたかいの総括も否定し、今や会社の「操り人形」と化している。」とJR東労組の「大敗北」総括を否定しています。JR東労組は、18 春闘における「格差ベア根絶」方針は、到底貫徹できない要求であり、労働組合が掲げる要求ではなかったことを振り返りました。その過程においては、おかしな思いも先頭に立つ指導者に追従してしまった結果、職場の組合員の声を受け止めず、方針貫徹に向けた議論を職場に押しつけていたことも明確にしました。それに対し、14 名はJR東労組の役員としての己が引き起こした 18 春闘という反省に立っていません。よって、新生JR東労組運動とは相容れませんが、中央本部は 14 名に責任を被せたことはありません。

また、第 35 回臨時大会の開催を拒もうとした 14 名が問われたことは、労使共同宣言が失効し、18 春闘方針が組合員に否定され、組合員に方針転換を求められた現実に応えたかどうかです。そもそも、規約第 28 条に基づき、代議員定数の 3 分の 1 以上の要求があった場合には、臨時に大会を開催する義務が発生します。その義務に向かわず、「組織混乱」を引き起こしたから制裁が申請されたまでです。

の改正は「一部の者での謀議によって強行された」としか考えられませ
新と排除を目論んでいると断定できます。」と記載されています。しか
、一部の者で規約を改正するのは不可能であり、提出された議事に対
された方針に従うのが組合民主主義です。私たち、新生JR東労組は
針に基づき運動を進めています。

、制裁申請が行われていますが、その制裁事由の一つが 19 春闘を
明中央委員会で「格差のないベア」「所定昇給額を算出基礎にしない
が否決されましたが、その否決された方針が 3 地本の委員会で春
本部は規約第 27 条（各組織および各級機関は、大会、中央委員会
なければならない。これに反する決定は無効とする。）の違反を通告

「格差のないベア」「所定昇給額を算出基礎にしないベア」を「3
制を固めると展開されています。このことから、中央本部はこ
「春闘総括レポート」を基にしたのではないかと考えています。
年 11 月発行で、第 45 回定期中央委員会（2019.2.9）以前に 19
あります。つまり、一部の者たちで謀議を行い方針を出し、12 地
しようとしたのは 14 名とそれに追従する者たちです。それを
えています。

組の再生に向け奮闘することを誓います。」と記載されていま
単に「大敗北」と総括することは間違っていると断言する。
「背信行為」として歴史に刻まれたのであり、指名ストや非
去りにした総括を強要する「現執行部」を許さないたたかい
ならない」「新たにたたかう「執行体制」を確立していか
。つまり、14 名の言う「再生」とは 18 春闘を「大敗北」
余が目的であり、そのために、新たにたたかう「執行体制」
見解」を作成し、一方的に各地へ送り付け、組織運営を無
せるものです。

、14 名の指導で現在もJR東労組に混乱が持ち込まれ、
とを、JR東労組は絶対に許しません。

決起した仲間は、14 名の言う「再生」の道は共に歩め
解」は、責任・再生と言いつつ、一方的に各地に送り付
引き起こすものであり、断固許さないことを明確にし、
出す決意を述べ、中央本部見解とします。

2019年5月22日
東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員会

中央本部は、組織運営を無視し組織混乱を引き起こす行為を許さない！
全組合員一丸となって、新生JR東労組運動をつくり出そう！